

旭市暴力団排除条例が施行

暴力団を利用しない、協力しない、利益供与をしない

市民の皆さんの平穏な生活と、事業活動の健全な発展のため、旭市暴力団排除条例が4月1日から施行されました。暴力団の排除に向け、国・県・市が相互に連携・協力していきます。

市がすることは？

①市の事務などから暴力団の排除をします。

②市の事務などに関して、その相手方に対し、暴力団員または暴力団と密接な関係がある者を排除するため、必要な措置を講ずるよう求めます。

③市が設置した公の施設の利用が、暴力団の利益になると認められるときは、利用させません。

④市民の皆さんに対して、情報の提供、指導、助言そのほかの必要な支援を行います。

市民の皆さんがすることは？

①市が実施する施策に協力するように努めましょう。

②暴力団員などによる不当な要求があった場合には、その要

求を排除するため、必要な措置を講ずるよう努めましょう。

③暴力団の排除に役立つと思われる情報を知ったときは、市にその情報を提供するように努めましょう。

事業者がすることは？

①事業活動に関して、市が実施する施策に協力するよう努めましょう。

②事業活動に関して、暴力団員などによる不当な要求があった場合には、必要な措置を講ずるよう努めましょう。

③暴力団の排除に役立つと思われる情報を知ったときは、市にその情報を提供するように努めましょう。

問い合わせ先

総務課地域安全班

☎62・5311

東日本大震災被災者支援情報

申請期限が6月まで延長

国民年金保険料の免除

〈対象〉

住宅など損害を受けた財産のうち、最も損害の大きかった財産の損害額がおおむね2分の1以上である人(保険金などで補充された金額は除く)

※国民年金にかかるほかの免除申請を行っている人は、対象にはなりません。

〈免除期間〉

平成23年2月～平成24年6月

〈申請期限〉

6月29日(金)

〈必要なもの〉

り災証明書、年金手帳または基礎年金番号が分かるもの(納付書など)、家族が申請する場合は、印鑑および身分を証明できるもの(運転免許証、保険証など)

〈注意事項〉

全額免除の承認を受けた期間は保険料の未納期間にはなりませんが、老齢基礎年金を受ける際には、納めた場合の2分の1の年金額として計算されます。学生は学生納付特例が優先します。すでに納付された保険料は還付されません。

問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班(☎62-5332)

海上支所住民室(☎55-3114)

飯岡支所住民室(☎57-3115)

干潟支所住民室(☎68-1075)

募集します

市営住宅の入居者

〈募集期間〉

5月15日(火)～31日(木) ※土・日曜日を除く。

〈対象〉

住宅が半壊以上の判定を受けた人

〈募集住宅〉

●みどり住宅(二の5665)

2DK(34.00㎡)、簡易耐火平屋建て、昭和45年度建設…2戸

2DK(36.52㎡)、簡易耐火平屋建て、昭和47年度建設…1戸

●池の端住宅(江ヶ崎1470)

2DK(39.45㎡)、簡易耐火平屋建て、昭和48年度建設…1戸

〈必要書類〉

り災証明書、住民票の写し、市税に滞納のない証明書、所得証明書または源泉徴収票の写し

〈申し込み方法〉

財政課または各支所にある所定の用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

※申し込み(入居)には、一定の条件があります。また東日本大震災により「滅失した住宅」に居住していた場合は、入居資格の特例措置の対象となります。

※応募多数の場合は、公開抽選となります。

申し込み・問い合わせ先

財政課管財営繕班(☎62-5315)